

令和7年8月27日

第 8 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会長	事務局長	次長	係

1．開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2．開会日時 令和7年8月27日（水）午後2時

3．出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員7名) 高橋委員 谷本委員 三本委員
和田委員 森田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員

4．欠席委員 (農業委員1名) 橋田委員
(推進委員1名) 和田委員

5．出席職員 (事務局3名) 梅原局長 徳永次長 北村主幹

6．議事
議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

7．報告事項

8．その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
	梅原局長 本日は7番 和田委員、8番 橋田委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は2番 高橋委員、3番 宮田委員、よろしくお願ひいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意見	3番 宮田委員 現地確認してきました。古い建物が建っており、非農地で間違いありません。
審議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。

議長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、譲受人は露地野菜を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、露地野菜を栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人は水稻と野菜を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間160日、夫が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も野菜を栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、譲受人は水稻と胡瓜を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び父がそれぞれ年間240日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も水稻を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意見	9番 森光委員 番号1について、譲渡人は後継者もなく、住居を変更するにあたって以前から買い手を探していた土地です。問題ありません。
	3番 宮田委員 番号2について、先ほど非農地申請があった土地の隣の土地になります。県外に住んでいる兄から申請地近くに住んでいる譲受人への譲渡という事であり、問題ありません。
	1番 津野委員 番号3については、譲受人が隣地で農業をしており、申請地と一緒にやりたいのだと思います。問題ありません。
審議	古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号3まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議長	古谷会長 続きまして、議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】
議長	古谷会長 何かご意見はございますか。

意 見	1 3番 坂本委員 農協の出荷場を作るにあたっての変更ということで、問題ないと思います。
審 議	古谷会長 他に何かご意見はございますか。何もなければ承認として構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは議案第3号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）は承認することに決定し、答申することとします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 視察旅行について 出欠の確認
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
	閉会 午後 2時30分
	その真正なることを証して署名する。
	議 長
	2番
	3番

